

保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との比較表（法第 57 条第 2 項第 1 項関連）

【D 情報】  
公益財団法人核物質管理センター  
六ヶ所保障措置センター 安全管理課

保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)	核燃料物質使用変更許可申請書	備考
<p>六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定</p> <p>令和 年 月</p> <p>公益財団法人核物質管理センター</p>		

<p style="text-align: center;">保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)</p>	<p style="text-align: center;">核燃料物質使用変更許可申請書</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第2条 変更なし</p> <p>(関係法令及び規定の遵守)</p> <p>第3条 公益財団法人核物質管理センターの役員、職員、<u>任期付職員</u>、<u>参事</u>、<u>専門契約職員</u>及び契約職員は、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う場合は関係法令及びこの規定を遵守する。</p> <p>2 理事長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>3 六ヶ所保障措置センター所長（以下「所長」という。）は、保障措置分析所を共同利用する国際原子力機関との取り決めにより、その職員に関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。なお、この規定において第1項及び本項の者を「職員等」という。</p> <p>4 所長は、設備の一部を共用する日本原燃との取り決めにより、保障措置分析所及び共用設備における保安活動を行う同社職員及び同社の請負事業者職員に関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>5 所長は、前項以外の者に保障措置分析所において業務を行わせる場合は、契約等により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。なお、この規定において前項及び本項の者を「協力会社員等」という。</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第4条 保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、以下のとおりに品質マネジメントシステムを構築する。</p> <p>(略)</p> <p>1. 2 定義</p> <p>第4条における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に基づき別途定める「RSC保安品質マニュアル」に定めて運用するものとする。</p> <p>(1)「保安に係る組織」とは、第5条に定める六ヶ所センターの品質マネジメントシステムに基づく使用施設等の保安に係る各組織の総称をいう。</p> <p>(2)「職員」とは、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う六ヶ所センターの役員、職員、<u>任期付職員</u>、<u>参事</u>、<u>専門契約職員</u>及び契約職員をいう。</p> <p>(3)「管理者」とは、六ヶ所センターにおける保安業務及び品質マネジメント活動の管理監督する所長、<u>保安防護管理室長</u>（以下、「室長」という。）、<u>検査分析部長</u>（以下、「部長」という。）、<u>六ヶ所分析課長</u>（以下、「分析課長」という。）、<u>安全管理課</u></p>	<p style="text-align: center;">該当なし</p> <p>10. 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>10-1-2 定義</p> <p>品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従うものとする。</p> <p>(1)「保安に係る組織」とは、六ヶ所センターの品質マネジメントシステムに基づく使用施設等の保安に係る各組織の総称をいう。</p>	

<p style="text-align: center;">保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)</p>	<p style="text-align: center;">核燃料物質使用変更許可申請書</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p><u>長、設備課長及び管理課長をいう（第6条第6号から第9号に掲げる課長は以下、「各課長」という。）。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 保安管理組織</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 保障措置分析所の保安活動及びその品質マネジメント活動に関する組織は、次の各号に掲げる職位、委員会で構成し、その組織図は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長</p> <p>(2) 所長</p> <p>(3) 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(4) 核燃料取扱主務者</p> <p><u>(5) 室長</u></p> <p><u>(6) 部長</u></p> <p><u>(7) 分析課長</u></p> <p><u>(8) 安全管理課長</u></p> <p><u>(9) 設備課長</u></p> <p><u>(10) 管理課長</u></p> <p><u>(11) 安全委員会</u></p>		

<p style="text-align: center;">保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)</p>	<p style="text-align: center;">核燃料物質使用変更許可申請書</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: right;">* 1 監査時に随時設置する組織</p> <p style="text-align: center;">別図第1 保安活動及び品質マネジメント活動に関する組織 (第5条)</p>	<p>1 2 - 3 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書</p> <p>組織図</p> <p style="text-align: center;">六ヶ所保障措置分析所の保安に関する組織図を図-1 に示す。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図-1 保安に関する組織図</p>	<p>・後日、保安規定と同様変更を申請予定</p>

<p style="text-align: center;">保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)</p>	<p style="text-align: center;">核燃料物質使用変更許可申請書</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>(職務) 第6条 前条の組織に定める各職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、核燃料物質等の使用等に係る保安活動及び品質マネジメント活動を総理する。</p> <p>(2) 所長は、六ヶ所保障措置センターにおける保安活動及び品質マネジメント活動を総括する。</p> <p>(3) 品質マネジメントシステム管理責任者は、理事長の命を受けて、六ヶ所保障措置センターの品質マネジメントシステムを管理する。</p> <p><b><u>(4) 室長は、六ヶ所保障措置センターの保安に係る品質管理を行う。</u></b></p> <p><b><u>(5) 部長は、分析課長を指揮し、分析課長が所管する保安活動を統括するとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</u></b></p> <p><b><u>(6) 分析課長は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）を用いた核燃料物質の使用、保管及び運搬に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</u></b></p> <p><b><u>(7) 安全管理課長は、放射線管理、保安教育・訓練及び放射線管理設備に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</u></b></p> <p><b><u>(8) 設備課長は使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備及び共用設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）の管理並びに核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び運搬に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</u></b></p> <p><b><u>(9) 管理課長は、外部機関への通報連絡、通信連絡設備に係る保安活動及び他の課長が所管しない保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</u></b></p> <p>第7条 ～第10条 変更なし</p>	<p>1 2 - 3 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書</p> <p>組織図</p> <p>六ヶ所保障措置分析所の保安に関する組織図を図-1 に示す。</p> <pre> graph TD     A[公益財団法人核物質管理センター 理事長] --&gt; B[六ヶ所保障措置センター 所長]     B --&gt; C[核燃料取扱主務者]     B --&gt; D[品質マネジメントシステム管理責任者]     B --&gt; E[安全委員会]     B --&gt; F[六ヶ所検査部]     F --&gt; G[分析課]     F --&gt; H[安全管理課]     F --&gt; I[管理課]     </pre> <p style="text-align: center;">図-1 保安に関する組織図</p>	<p>・後日、保安規定と同様変更を申請予定</p>

<p style="text-align: center;">保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)</p>	<p style="text-align: center;">核燃料物質使用変更許可申請書</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>																								
<p style="text-align: center;">第4章 保安教育</p> <p>第11条 ～ 第14条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第5章 使用施設等の操作</p> <p>(人員の確保)</p> <p>第15条 所長は、核燃料物質等の使用等に際して必要な人員を確保する。</p> <p>2 <b>設備課長</b>は、分析セル、グローブボックス及びフードについては、その操作に必要な知識及び技能を有すると認められた者に当該設備を操作させる。ただし、教育・訓練<b>及び点検</b>のために操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で操作させる場合はこの限りでない。</p> <p>3 <b>設備課長</b>は、あらかじめ定めた基準によりグローブボックス等作業従事者の指定を行う。</p> <p>4 安全管理課長は、放射線管理設備（サーベイメータは除く）については、その操作に必要な知識及び技能を有すると認められた者に当該設備を操作させる。ただし、教育・訓練<b>及び点検</b>のために操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で操作させる場合はこの限りでない。</p> <p>5 安全管理課長は、あらかじめ定めた基準により放射線管理員の指定を行う。</p> <p>第16条 ～ 第20条 変更なし</p>	<p>12-3 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書</p> <p>本施設を運営している公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センターは、本施設における核燃料物質の使用を10年以上実施している。本施設における核燃料物質の取扱経験を持つ技術者の人数及び経験年数を表-1に示す。なお、経験年数には、他施設での核燃料物質の取扱経験年数を含む。また、有資格者数を表-2に示す。</p> <p style="text-align: center;">表-1 技術者の人数及び経験年数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>経験年数</th> <th>技術者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年未満</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表-2 有資格者数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>有資格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種放射線取扱主任者</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>第2種放射線取扱主任者</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>危険物取扱者（甲種）</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>危険物取扱者（乙種4類）</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>危険物取扱者（乙種6類）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>X線作業主任者</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	経験年数	技術者数	5年未満	3	5年以上10年未満	7	10年以上20年未満	17	20年以上	18	名称	有資格者数	第1種放射線取扱主任者	9	第2種放射線取扱主任者	4	危険物取扱者（甲種）	7	危険物取扱者（乙種4類）	8	危険物取扱者（乙種6類）	1	X線作業主任者	10	
経験年数	技術者数																									
5年未満	3																									
5年以上10年未満	7																									
10年以上20年未満	17																									
20年以上	18																									
名称	有資格者数																									
第1種放射線取扱主任者	9																									
第2種放射線取扱主任者	4																									
危険物取扱者（甲種）	7																									
危険物取扱者（乙種4類）	8																									
危険物取扱者（乙種6類）	1																									
X線作業主任者	10																									

保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)	核燃料物質使用変更許可申請書	備考																																																																		
<p>(負圧等の維持)</p> <p>第21条 分析課長は、別表第7に掲げる設備等の負圧等の通常操作条件の下、核燃料物質等を使用する。</p> <p>2 <u>設備課長</u>は、別表第7に掲げる通常操作条件を逸脱した場合は、<u>分析課長</u>に核燃料物質等の使用を<b>停止させ</b>、原因の調査及び通常操作条件への復旧等の必要な措置を講じる。<u>分析課長</u>は、<u>核燃料物質の取扱いを停止し、核燃料物質等の使用、保管状況の把握に努め、設備課が行う原因の調査及び通常操作条件への復旧等に協力する。</u>ただし、設備等の検査、修理、復旧、改造等の作業を行う場合、及び日本原燃と共用する分析建屋換気設備が保守又は商用電源喪失等により停止した場合であって汚染の拡大防止措置を含む計画をあらかじめ作成し、安全管理課長の確認及び核燃料取扱主務者の同意並びに<u>所長</u>の承認を受けているときは、この限りではない。</p> <p>3 <u>各課長</u>は、前項ただし書きの適用除外を行う場合には、その旨を関係者に周知する。</p> <p>(警報装置の管理)</p> <p>第22条 警報装置の作動条件は別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>2 <u>設備課長</u>は、別表第8に掲げる警報が吹鳴した場合は、第24条第2項から第6項に従って措置を講じる。</p> <p>別表第8 警報装置の作動条件 (第22条)</p> <table border="1" data-bbox="154 1213 1121 1864"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>負圧低警報</th> <th>温度警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">分析セル</td> <td>H. C 1</td> <td>-50Pa</td> <td>60℃</td> </tr> <tr> <td>H. C 2</td> <td>同 上</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>H. C 3</td> <td>同 上</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>H. C 4</td> <td>同 上</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>H. C 5</td> <td>同 上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">グローブボックス</td> <td>G. BM 1</td> <td>同 上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>G. BM 2</td> <td>同 上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>G. BM 3</td> <td>同 上</td> <td>60℃</td> </tr> <tr> <td>G. BM 4</td> <td>同 上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>G. BM 5</td> <td>同 上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>G. BL 1</td> <td>同 上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>G. BL 2</td> <td>同 上</td> <td>60℃</td> </tr> <tr> <td>G. BL 3</td> <td>同 上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	設 備	負圧低警報	温度警報	分析セル	H. C 1	-50Pa	60℃	H. C 2	同 上	同 上	H. C 3	同 上	同 上	H. C 4	同 上	同 上	H. C 5	同 上	—	グローブボックス	G. BM 1	同 上	—	G. BM 2	同 上	—	G. BM 3	同 上	60℃	G. BM 4	同 上	同上	G. BM 5	同 上	—	G. BL 1	同 上	—	G. BL 2	同 上	60℃	G. BL 3	同 上	同上	<p>12-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書【閉じ込めの機能について】</p> <table border="1" data-bbox="1418 394 2534 877"> <tr> <td>(1) 負圧の維持</td> <td>分析セル及びグローブボックス内で使用する核燃料物質は、多くは液体（溶液）状であるが、核燃料物質の漏えい防止のため、負圧が-50Paに達した際に警報を発報させ、分析セル及びグローブボックスの内部の圧力が室内圧に対し正圧となることを防止する。 また、通常分析セル及びグローブボックスの操作は、上記-50Paに対して十分な裕度がある負圧で行う。ただし、負圧が深すぎるとマンipレータやトングのブーツ及びグローブに対する大きな引き込み圧となり、操作に支障が生じる可能性があることから、過去他施設の検討結果<sup>1)</sup>を参考に通常の操作においては-250Pa～-400Pa という操作条件を設定する。</td> </tr> </table> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>表7-2 分析セルの仕様</p> <table border="1" data-bbox="1406 1213 2617 1495"> <tr> <td>取扱室</td> <td>保障措置第1分析室</td> </tr> <tr> <td>設備番号</td> <td>H.C1、H.C2、H.C3、H.C4、H.C5</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警報装置</td> <td>インナーボックス内温度上昇警報 (H.C1～H.C4：警報設定値 60℃) インナーボックス内負圧警報 (H.C1～H.C5：警報設定値-50Pa)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>表7-3 中放射性グローブボックスの仕様</p> <table border="1" data-bbox="1406 1579 2617 1860"> <tr> <td>取扱室</td> <td>保障措置第1分析室</td> </tr> <tr> <td>設備番号</td> <td>G.BM1、G.BM2、G.BM3、G.BM4、G.BM5</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警報装置</td> <td>グローブボックス内温度上昇警報 (G.BM3、G.BM4：警報設定値 60℃) グローブボックス内負圧警報 (G.BM1～G.BM5：警報設定値-50Pa)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 負圧の維持	分析セル及びグローブボックス内で使用する核燃料物質は、多くは液体（溶液）状であるが、核燃料物質の漏えい防止のため、負圧が-50Paに達した際に警報を発報させ、分析セル及びグローブボックスの内部の圧力が室内圧に対し正圧となることを防止する。 また、通常分析セル及びグローブボックスの操作は、上記-50Paに対して十分な裕度がある負圧で行う。ただし、負圧が深すぎるとマンipレータやトングのブーツ及びグローブに対する大きな引き込み圧となり、操作に支障が生じる可能性があることから、過去他施設の検討結果 <sup>1)</sup> を参考に通常の操作においては-250Pa～-400Pa という操作条件を設定する。	取扱室	保障措置第1分析室	設備番号	H.C1、H.C2、H.C3、H.C4、H.C5	(略)		警報装置	インナーボックス内温度上昇警報 (H.C1～H.C4：警報設定値 60℃) インナーボックス内負圧警報 (H.C1～H.C5：警報設定値-50Pa)	(略)		取扱室	保障措置第1分析室	設備番号	G.BM1、G.BM2、G.BM3、G.BM4、G.BM5	(略)		警報装置	グローブボックス内温度上昇警報 (G.BM3、G.BM4：警報設定値 60℃) グローブボックス内負圧警報 (G.BM1～G.BM5：警報設定値-50Pa)	(略)		
設 備	負圧低警報	温度警報																																																																		
分析セル	H. C 1	-50Pa	60℃																																																																	
	H. C 2	同 上	同 上																																																																	
	H. C 3	同 上	同 上																																																																	
	H. C 4	同 上	同 上																																																																	
	H. C 5	同 上	—																																																																	
グローブボックス	G. BM 1	同 上	—																																																																	
	G. BM 2	同 上	—																																																																	
	G. BM 3	同 上	60℃																																																																	
	G. BM 4	同 上	同上																																																																	
	G. BM 5	同 上	—																																																																	
	G. BL 1	同 上	—																																																																	
	G. BL 2	同 上	60℃																																																																	
G. BL 3	同 上	同上																																																																		
(1) 負圧の維持	分析セル及びグローブボックス内で使用する核燃料物質は、多くは液体（溶液）状であるが、核燃料物質の漏えい防止のため、負圧が-50Paに達した際に警報を発報させ、分析セル及びグローブボックスの内部の圧力が室内圧に対し正圧となることを防止する。 また、通常分析セル及びグローブボックスの操作は、上記-50Paに対して十分な裕度がある負圧で行う。ただし、負圧が深すぎるとマンipレータやトングのブーツ及びグローブに対する大きな引き込み圧となり、操作に支障が生じる可能性があることから、過去他施設の検討結果 <sup>1)</sup> を参考に通常の操作においては-250Pa～-400Pa という操作条件を設定する。																																																																			
取扱室	保障措置第1分析室																																																																			
設備番号	H.C1、H.C2、H.C3、H.C4、H.C5																																																																			
(略)																																																																				
警報装置	インナーボックス内温度上昇警報 (H.C1～H.C4：警報設定値 60℃) インナーボックス内負圧警報 (H.C1～H.C5：警報設定値-50Pa)																																																																			
(略)																																																																				
取扱室	保障措置第1分析室																																																																			
設備番号	G.BM1、G.BM2、G.BM3、G.BM4、G.BM5																																																																			
(略)																																																																				
警報装置	グローブボックス内温度上昇警報 (G.BM3、G.BM4：警報設定値 60℃) グローブボックス内負圧警報 (G.BM1～G.BM5：警報設定値-50Pa)																																																																			
(略)																																																																				

保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)				核燃料物質使用変更許可申請書	備考																				
	G. B L 4	同 上	同上	表 7-4 低放射性グローブボックスの仕様 <table border="1"> <tr> <td>取扱室</td> <td>保障措置第2分析室</td> </tr> <tr> <td>設備番号</td> <td>G.BL1、G.BL2、G.BL3、G.BL4、G.BL5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>警報装置</td> <td>グローブボックス内温度上昇警報 (G.BL2、G.BL3、G.BL4：警報設定値 60℃) グローブボックス内負圧警報 (G.BL1～G.BL5：警報設定値-50Pa)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> 表 7-5 質量分析用グローブボックスの仕様 <table border="1"> <tr> <td>取扱室</td> <td>保障措置第3分析室</td> </tr> <tr> <td>設備番号</td> <td>G.B1m1、G.B2m1、G.B3m1 G.B1m2、G.B2m2、G.B3m2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>警報装置</td> <td>グローブボックス内温度上昇警報 (G.B1m1、G.B1m2：警報設定値 60℃) グローブボックス内負圧警報 (G.B1m1～G.B3m1、G.B1m2～G.B3m2：警報設定値-50Pa)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	取扱室	保障措置第2分析室	設備番号	G.BL1、G.BL2、G.BL3、G.BL4、G.BL5	(略)		警報装置	グローブボックス内温度上昇警報 (G.BL2、G.BL3、G.BL4：警報設定値 60℃) グローブボックス内負圧警報 (G.BL1～G.BL5：警報設定値-50Pa)	(略)		取扱室	保障措置第3分析室	設備番号	G.B1m1、G.B2m1、G.B3m1 G.B1m2、G.B2m2、G.B3m2	(略)		警報装置	グローブボックス内温度上昇警報 (G.B1m1、G.B1m2：警報設定値 60℃) グローブボックス内負圧警報 (G.B1m1～G.B3m1、G.B1m2～G.B3m2：警報設定値-50Pa)	(略)		
取扱室	保障措置第2分析室																								
設備番号	G.BL1、G.BL2、G.BL3、G.BL4、G.BL5																								
(略)																									
警報装置	グローブボックス内温度上昇警報 (G.BL2、G.BL3、G.BL4：警報設定値 60℃) グローブボックス内負圧警報 (G.BL1～G.BL5：警報設定値-50Pa)																								
(略)																									
取扱室	保障措置第3分析室																								
設備番号	G.B1m1、G.B2m1、G.B3m1 G.B1m2、G.B2m2、G.B3m2																								
(略)																									
警報装置	グローブボックス内温度上昇警報 (G.B1m1、G.B1m2：警報設定値 60℃) グローブボックス内負圧警報 (G.B1m1～G.B3m1、G.B1m2～G.B3m2：警報設定値-50Pa)																								
(略)																									
	G. B L 5	同 上	—																						
	G. B 1 m 1	同 上	6 0℃																						
	G. B 2 m 1	同 上	—																						
	G. B 3 m 1	同 上	—																						
	G. B 1 m 2	同 上	6 0℃																						
	G. B 2 m 2	同 上	—																						
	G. B 3 m 2	同 上	—																						
第 2 3 条 変更なし  (異常時の措置) 第 2 4 条 保障措置分析所に異常 (おそれがある場合を含む) を発見した者は、直ちに別途定める通報系統に従い通報する。 2 <u>設備課長</u> は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、必要と判断したときには <u>分析課長</u> に核燃料物質の取扱いを <b>停止させ</b> 、異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置を講じる。なお、当該事象が火災或いは、六ヶ所村震度 4 以上の地震の場合には、各課長と連携して、鎮火後又は地震後、使用施設・設備の損傷の有無を確認する。また、 <u>設備課長</u> は、異常が共用設備に起因すると思われる場合は、直ちに <u>日本原燃</u> に連絡する。 3 安全管理課長は、放射線状況の把握に努め、 <u>設備課</u> が行う異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置に協力する。 4 <u>分析課長</u> は、 <u>核燃料物質</u> の取扱いを停止し、 <u>核燃料物質等の使用、保管状況の把握</u> に努め、 <u>設備課</u> が行う異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置に協力する。				該当なし																					



<p style="text-align: center;">保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)</p>	<p style="text-align: center;">核燃料物質使用変更許可申請書</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>										
<p>5 <u>設備課長</u>は、<u>安全管理課長及び分析課長</u>の協力を得て異常の原因を調査し、使用施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、その結果を<u>所長及び核燃料取扱主務者</u>に報告する。</p> <p>6 所長は、異常の状況に応じて必要と判断した場合は、管理課長に外部関係機関へ通報させる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>第25条 変更なし</p> <p>(立入制限区域に係る措置)</p> <p>第26条 <u>所長</u>は、管理区域のうち別表第9の2に掲げる線量率等の基準に該当する場所が生じたとき、もしくは生じるおそれがある場合は、標識の掲示、柵、施錠等により他の場所と区分して、人の立入りを制限させる。ただし、第32条に基づき実施する作業においては、その作業計画に定めた放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 <u>所長</u>は、前項の区域（以下「立入制限区域」という。）に人を立ち入らせる場合は、あらかじめ安全管理課長と協議して、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 <u>所長</u>は、立入制限区域を設定し又は解除する場合は、あらかじめ安全管理課長、<u>分析課長及び設備課長</u>と協議し、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>別表第9の2 立入制限区域の設定基準（第26条）</p> <table border="1" data-bbox="201 1247 1338 1730"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部放射線に係る線量</td> <td>線量率が25<math>\mu</math>Sv/hを超える区域</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td>線量告示第6条（放射線業務従事者に係る濃度限度）第1項第3号に定める濃度を超える区域</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>線量告示に定める表面密度限度を超える区域 ① <math>\alpha</math>線を放出する放射性物質について 4Bq/cm<sup>2</sup>を超える区域 ② <math>\alpha</math>線を放出しない放射性物質について 40Bq/cm<sup>2</sup>を超える区域</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>上記に掲げるほか、六ヶ所検査部長が汚染拡大防止又は被ばく制限をするために必要があると認めた場合</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	外部放射線に係る線量	線量率が25 $\mu$ Sv/hを超える区域	空気中の放射性物質濃度	線量告示第6条（放射線業務従事者に係る濃度限度）第1項第3号に定める濃度を超える区域	表面密度	線量告示に定める表面密度限度を超える区域 ① $\alpha$ 線を放出する放射性物質について 4Bq/cm <sup>2</sup> を超える区域 ② $\alpha$ 線を放出しない放射性物質について 40Bq/cm <sup>2</sup> を超える区域	その他	上記に掲げるほか、六ヶ所検査部長が汚染拡大防止又は被ばく制限をするために必要があると認めた場合	<p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>第25条 変更なし</p> <p>該当なし</p>	
区分	基準											
外部放射線に係る線量	線量率が25 $\mu$ Sv/hを超える区域											
空気中の放射性物質濃度	線量告示第6条（放射線業務従事者に係る濃度限度）第1項第3号に定める濃度を超える区域											
表面密度	線量告示に定める表面密度限度を超える区域 ① $\alpha$ 線を放出する放射性物質について 4Bq/cm <sup>2</sup> を超える区域 ② $\alpha$ 線を放出しない放射性物質について 40Bq/cm <sup>2</sup> を超える区域											
その他	上記に掲げるほか、六ヶ所検査部長が汚染拡大防止又は被ばく制限をするために必要があると認めた場合											

<p style="text-align: center;">保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)</p>	<p style="text-align: center;">核燃料物質使用変更許可申請書</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>第27条 ～ 第31条 変更なし</p> <p><u>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u></p> <p><u>第31条の2 安全管理課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」を判断する場合、次に定める事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲は、第25条に定める管理区域に設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下本条において「資材等」という。)及び当該区域内において使用された工具類等(以下本条において「物品」という。)とする。</u></p> <p><u>(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>① 汚染のおそれのない区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</u></p> <p><u>② 汚染のおそれのある区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</u></p> <p><u>③ 汚染のおそれのない区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</u></p> <p><u>④ 汚染のおそれのある区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</u></p> <p><u>2 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、核燃料物質等により汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</u></p>	<p>該当なし</p>	



保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)	核燃料物質使用変更許可申請書	備考																																																																	
<p style="text-align: center;">第7章 放射線測定</p> <p>(外部放射線に係る線量率等の測定)</p> <p>第35条 安全管理課長は、別表第11に掲げるところにより管理区域内における線量率等を測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、別表第12に掲げるところにより周辺監視区域の境界付近における線量率を測定する。</p> <p>3 安全管理課長は、前二項の測定結果について核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、第1項及び第2項の測定の結果に異常を認めた場合は、分析課長<b>及び設備課長</b>へ連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の調査の結果及び講じた措置について、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>別表第11 管理区域内における線量率等の測定 (第35条)</p> <table border="1" data-bbox="154 940 1359 1310"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定場所</th> <th>頻度</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">線量当量率</td> <td>遮蔽物の側壁</td> <td>毎日作業中1回*</td> <td>エリアモニタ 又は サーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>エリアの代表点</td> <td>週1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td>管理区域内の汚染の可能性のある場所</td> <td>週1回</td> <td>室内ダストモニタ 又はエアスニファ</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>エリアの代表点</td> <td>週1回</td> <td>スミヤ法又はダイレクト法</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 核燃料物質を取り扱わない日は除く。</p> <p>別表第12 周辺監視区域境界付近における線量率の測定 (第35条)</p> <table border="1" data-bbox="154 1486 1258 1654"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定場所</th> <th>頻度</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線量当量率 (γ線)</td> <td>周辺監視区域境界付近の代表点</td> <td>毎日1回</td> <td>モニタリングポスト 又は サーベイメータ</td> </tr> </tbody> </table> <p>第36条 ~ 第37条 変更なし</p>	測定項目	測定場所	頻度	測定方法	線量当量率	遮蔽物の側壁	毎日作業中1回*	エリアモニタ 又は サーベイメータ	エリアの代表点	週1回		空気中の放射性物質濃度	管理区域内の汚染の可能性のある場所	週1回	室内ダストモニタ 又はエアスニファ	表面密度	エリアの代表点	週1回	スミヤ法又はダイレクト法	測定項目	測定場所	頻度	測定方法	線量当量率 (γ線)	周辺監視区域境界付近の代表点	毎日1回	モニタリングポスト 又は サーベイメータ	<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>表7-7 放射線管理設備の一覧</p> <table border="1" data-bbox="1412 504 2635 1327"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> <th>数量</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">作業環境モニタリング設備</td> <td>エリアモニタ</td> <td>1式</td> <td>ガンマ線及び中性子線の線量率の監視用</td> </tr> <tr> <td>アルファ線ダストモニタ</td> <td>1式</td> <td>管理区域内空気中のアルファ放射性物質濃度の監視用</td> </tr> <tr> <td>ベータ線ダストモニタ</td> <td>1式</td> <td>管理区域内空気中のベータ放射性物質濃度の監視用</td> </tr> <tr> <td>ローカルダストサンプリング装置</td> <td>1式</td> <td>管理区域各所の放射性塵埃をエアスニファを用いてサンプリングする装置</td> </tr> <tr> <td>放射線監視盤</td> <td></td> <td>1式</td> <td>エリアモニタ、アルファダストモニタ、ベータダストモニタ等の集中監視用</td> </tr> <tr> <td>排気モニタリング設備</td> <td>排気ダストモニタ</td> <td>1式</td> <td>本施設外へ排出する空気中の放射性物質濃度の連続監視用</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線測定器</td> <td>ハンドフットモニタ</td> <td>1式</td> <td>管理区域退域時の手、足及び衣服の汚染検査用</td> </tr> <tr> <td>個人被ばく管理用線量計</td> <td>1式</td> <td>ポケット線量計、警報付線量計等の個人の外部被ばく線量測定用</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td>1式</td> <td>線量率、表面密度等の測定用</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置</td> <td>1式</td> <td>放射線管理用試料の放射能測定用</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	機器名称	数量	区分	作業環境モニタリング設備	エリアモニタ	1式	ガンマ線及び中性子線の線量率の監視用	アルファ線ダストモニタ	1式	管理区域内空気中のアルファ放射性物質濃度の監視用	ベータ線ダストモニタ	1式	管理区域内空気中のベータ放射性物質濃度の監視用	ローカルダストサンプリング装置	1式	管理区域各所の放射性塵埃をエアスニファを用いてサンプリングする装置	放射線監視盤		1式	エリアモニタ、アルファダストモニタ、ベータダストモニタ等の集中監視用	排気モニタリング設備	排気ダストモニタ	1式	本施設外へ排出する空気中の放射性物質濃度の連続監視用	放射線測定器	ハンドフットモニタ	1式	管理区域退域時の手、足及び衣服の汚染検査用	個人被ばく管理用線量計	1式	ポケット線量計、警報付線量計等の個人の外部被ばく線量測定用	サーベイメータ	1式	線量率、表面密度等の測定用	放射能測定装置	1式	放射線管理用試料の放射能測定用	
測定項目	測定場所	頻度	測定方法																																																																
線量当量率	遮蔽物の側壁	毎日作業中1回*	エリアモニタ 又は サーベイメータ																																																																
	エリアの代表点	週1回																																																																	
空気中の放射性物質濃度	管理区域内の汚染の可能性のある場所	週1回	室内ダストモニタ 又はエアスニファ																																																																
表面密度	エリアの代表点	週1回	スミヤ法又はダイレクト法																																																																
測定項目	測定場所	頻度	測定方法																																																																
線量当量率 (γ線)	周辺監視区域境界付近の代表点	毎日1回	モニタリングポスト 又は サーベイメータ																																																																
設備名称	機器名称	数量	区分																																																																
作業環境モニタリング設備	エリアモニタ	1式	ガンマ線及び中性子線の線量率の監視用																																																																
	アルファ線ダストモニタ	1式	管理区域内空気中のアルファ放射性物質濃度の監視用																																																																
	ベータ線ダストモニタ	1式	管理区域内空気中のベータ放射性物質濃度の監視用																																																																
	ローカルダストサンプリング装置	1式	管理区域各所の放射性塵埃をエアスニファを用いてサンプリングする装置																																																																
放射線監視盤		1式	エリアモニタ、アルファダストモニタ、ベータダストモニタ等の集中監視用																																																																
排気モニタリング設備	排気ダストモニタ	1式	本施設外へ排出する空気中の放射性物質濃度の連続監視用																																																																
放射線測定器	ハンドフットモニタ	1式	管理区域退域時の手、足及び衣服の汚染検査用																																																																
	個人被ばく管理用線量計	1式	ポケット線量計、警報付線量計等の個人の外部被ばく線量測定用																																																																
	サーベイメータ	1式	線量率、表面密度等の測定用																																																																
	放射能測定装置	1式	放射線管理用試料の放射能測定用																																																																



保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)	核燃料物質使用変更許可申請書	備考																																																		
<p>別表第15の2 巡視点検 (第38条の2)</p> <table border="1" data-bbox="154 361 736 739"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分析セル グローブボックス</td> <td>外観 負圧計指示 温度計指示</td> </tr> <tr> <td>建屋換気</td> <td>大気-G区域差圧 G区域-Y区域差圧</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄設備</td> <td>外観 貯留容器水位</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>施錠確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>第38条の3 変更なし</p> <p>(定期的な点検)</p> <p>第38条の4 <b>設備課長</b>及び安全管理課長は、第38条に定める施設管理実施計画に基づき別表第15の3に定める定期的な点検を年1回以上行う。</p> <p>2 <b>設備課長</b>は、前項の点検の結果に異常を認めた場合は、修理等の措置を講ずる。</p> <p>3 安全管理課長が行う第1項の点検の結果に基づく措置は第37条第2項及び第3項による。</p> <p>別表第15の3 定期的な点検 (第38条の4)</p> <table border="1" data-bbox="154 1213 985 1537"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>点検項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分析セル・グローブボックス 負圧警報装置 温度警報装置</td> <td>警報作動</td> <td rowspan="4"><b>設備課長</b></td> </tr> <tr> <td>フード</td> <td>流入風速</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄設備</td> <td>系統確認</td> </tr> <tr> <td>建屋換気</td> <td>差圧確認</td> </tr> </tbody> </table>	設備等	点検項目	分析セル グローブボックス	外観 負圧計指示 温度計指示	建屋換気	大気-G区域差圧 G区域-Y区域差圧	液体廃棄設備	外観 貯留容器水位	(略)	施錠確認	設備等	点検項目	実施担当	分析セル・グローブボックス 負圧警報装置 温度警報装置	警報作動	<b>設備課長</b>	フード	流入風速	液体廃棄設備	系統確認	建屋換気	差圧確認	<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>表7-7 放射線管理設備の一覧</p> <table border="1" data-bbox="1412 1201 2635 1839"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> <th>数量</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">作業環境モニタリング設備</td> <td>エリアモニタ</td> <td>1式</td> <td>ガンマ線及び中性子線の線量率の監視用</td> </tr> <tr> <td>アルファ線ダストモニタ</td> <td>1式</td> <td>管理区域内空気中のアルファ放射性物質濃度の監視用</td> </tr> <tr> <td>ベータ線ダストモニタ</td> <td>1式</td> <td>管理区域内空気中のベータ放射性物質濃度の監視用</td> </tr> <tr> <td>ローカルダストサンプリング装置</td> <td>1式</td> <td>管理区域各所の放射性塵埃をエアスニフアを用いてサンプリングする装置</td> </tr> <tr> <td>放射線監視盤</td> <td>1式</td> <td>エリアモニタ、アルファダストモニタ、ベータダストモニタ等の集中監視用</td> </tr> <tr> <td>排気モニタリング設備</td> <td>排気ダストモニタ</td> <td>1式</td> <td>本施設外へ排出する空気中の放射性物質濃度の連続監視用</td> </tr> <tr> <td>放射線測定器</td> <td>ハンドフットモニタ</td> <td>1式</td> <td>管理区域退域時の手、足及び衣服の汚染検査用</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	機器名称	数量	区分	作業環境モニタリング設備	エリアモニタ	1式	ガンマ線及び中性子線の線量率の監視用	アルファ線ダストモニタ	1式	管理区域内空気中のアルファ放射性物質濃度の監視用	ベータ線ダストモニタ	1式	管理区域内空気中のベータ放射性物質濃度の監視用	ローカルダストサンプリング装置	1式	管理区域各所の放射性塵埃をエアスニフアを用いてサンプリングする装置	放射線監視盤	1式	エリアモニタ、アルファダストモニタ、ベータダストモニタ等の集中監視用	排気モニタリング設備	排気ダストモニタ	1式	本施設外へ排出する空気中の放射性物質濃度の連続監視用	放射線測定器	ハンドフットモニタ	1式	管理区域退域時の手、足及び衣服の汚染検査用	
設備等	点検項目																																																			
分析セル グローブボックス	外観 負圧計指示 温度計指示																																																			
建屋換気	大気-G区域差圧 G区域-Y区域差圧																																																			
液体廃棄設備	外観 貯留容器水位																																																			
(略)	施錠確認																																																			
設備等	点検項目	実施担当																																																		
分析セル・グローブボックス 負圧警報装置 温度警報装置	警報作動	<b>設備課長</b>																																																		
フード	流入風速																																																			
液体廃棄設備	系統確認																																																			
建屋換気	差圧確認																																																			
設備名称	機器名称	数量	区分																																																	
作業環境モニタリング設備	エリアモニタ	1式	ガンマ線及び中性子線の線量率の監視用																																																	
	アルファ線ダストモニタ	1式	管理区域内空気中のアルファ放射性物質濃度の監視用																																																	
	ベータ線ダストモニタ	1式	管理区域内空気中のベータ放射性物質濃度の監視用																																																	
	ローカルダストサンプリング装置	1式	管理区域各所の放射性塵埃をエアスニフアを用いてサンプリングする装置																																																	
	放射線監視盤	1式	エリアモニタ、アルファダストモニタ、ベータダストモニタ等の集中監視用																																																	
排気モニタリング設備	排気ダストモニタ	1式	本施設外へ排出する空気中の放射性物質濃度の連続監視用																																																	
放射線測定器	ハンドフットモニタ	1式	管理区域退域時の手、足及び衣服の汚染検査用																																																	

保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)			核燃料物質使用変更許可申請書				備考
放射線管理設備 排気ダストモニタ <u>α線ダストモニタ</u> <u>β線ダストモニタ</u> <u>γ線エリアモニタ</u> 中性子線エリアモニタ ハンドフットクロスモニタ エアスニファ 放射能測定装置 サーベイメータ	校正 警報作動※	安全管理課長	個人被ばく管理用線量計	1式	ポケット線量計、警報付線量計等の個人の外部被ばく線量測定用		
			サーベイメータ	1式	線量率、表面密度等の測定用		
			放射能測定装置	1式	放射線管理用試料の放射能測定用		
			表7-8 警報設備の一覧				
			項目	警報の種類	警報作動条件	検出端設置場所	発報場所
			放射線警報	エリアモニタ警報	分析室のガンマ線又は中性子線の線量率が設定値を超えたとき	保障措置第1分析室 保障措置第2分析室 保障措置第3分析室	検出端設置場所 保健物理室
				アルファ線ダストモニタ警報	管理区域内空気中のアルファ放射性物質濃度が設定値を超えたとき	保障措置第1分析室 保障措置第2分析室 保障措置第3分析室	検出端設置場所 保健物理室
				ベータ線ダストモニタ警報	管理区域内空気中のベータ放射性物質濃度が設定値を超えたとき	保障措置第1分析室	検出端設置場所 保健物理室
				排気ダストモニタ警報	排気中の放射性物質濃度が設定値を超えたとき	作業室	保健物理室
			設備警報	グローブボックス内温度上昇警報	分析セル及びグローブボックス内温度が設定値を超えたとき	分析セル グローブボックス	検出端設置場所 保健物理室
				グローブボックス負圧警報	分析セル及びグローブボックス内負圧が設定値を超えたとき	分析セル グローブボックス	検出端設置場所 保健物理室
			火災警報	火災警報	施設内で火災を検知したとき。	施設内各所	施設内各所

※エアスニファ、放射能測定装置及びサーベイメータを除く。





保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)	核燃料物質使用変更許可申請書	備考																																									
<p>等の確認を受ける。 3 分析課長は、第1項の計画による受入れ及び払出しが終了したときは、その結果を<b>部長、核燃料取扱主務者及び所長</b>に報告する。</p> <p>(核燃料物質の貯蔵) 第42条 分析課長は、核物質保管室において別表第6に掲げる年間予定使用量及び別表第16に示す貯蔵量を超えて核燃料物質を貯蔵してはならない。 2 分析課長は、核物質保管室の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。 3 <b>安全管理課長</b>は、核燃料物質を搬出入する場合及び施設の巡視点検等を行う場合を除き、核物質保管室に施錠するなど立入制限の措置を講じる。</p> <p>別表第6 年間予定使用量(第20条)</p> <table border="1" data-bbox="154 827 1279 1367"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量 ( )内は<sup>235</sup>U量</th> <th>延べ取扱量 ( )内は<sup>235</sup>U量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 劣化ウラン</td> <td colspan="2" rowspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 天然ウラン</td> </tr> <tr> <td>(3) 濃縮ウラン 濃縮度5%未満 濃縮度5%以上20%未満 <b>濃縮度20%以上95%未満</b></td> </tr> <tr> <td>(4) プルトニウム(非密封)</td> </tr> <tr> <td>(5) プルトニウム(密封)</td> </tr> <tr> <td>(6) ウラン233</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第16 (略)の最大貯蔵量(第42条)</p> <table border="1" data-bbox="154 1493 1101 1591"> <thead> <tr> <th>核燃料物質の種類</th> <th>プルトニウム</th> <th>ウラン-233</th> <th>ウラン-235</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵量</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	年間予定使用量		最大存在量 ( )内は <sup>235</sup> U量	延べ取扱量 ( )内は <sup>235</sup> U量	(1) 劣化ウラン	(略)		(2) 天然ウラン	(3) 濃縮ウラン 濃縮度5%未満 濃縮度5%以上20%未満 <b>濃縮度20%以上95%未満</b>	(4) プルトニウム(非密封)	(5) プルトニウム(密封)	(6) ウラン233	核燃料物質の種類	プルトニウム	ウラン-233	ウラン-235	貯蔵量	(略)			<p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量</p> <table border="1" data-bbox="1418 554 2614 1094"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量 ( )内は<sup>235</sup>U量</th> <th>延べ取扱量 ( )内は<sup>235</sup>U量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劣化ウラン 天然ウラン 濃縮ウラン 5%未満 5%以上20%未満 20%以上95%未満 プルトニウム(非密封) プルトニウム(密封) ウラン233</td> <td>自許可日 至 廃止措置を終了するまでの期間</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-3 貯蔵施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1406 1266 2632 1806"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>最大収納量</th> <th>内容物の物理・化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵棚</td> <td>2基</td> <td>ウラン235:(略) ウラン233:(略) プルトニウム:(略)</td> <td>硝酸乾固物、硫酸乾固物、酸化物粉末、溶液及び金属</td> <td>貯蔵棚は鋼製で施錠できる構造とし、床に固定する。 核燃料物質は、ふた付きのガラス、テフロン又はポリエチレン製のビンもしくはアンプルに封入し、漏えいが無いようそれぞれをビニールバッグで密封したものを金属製のふた付き容器に封入した上で、貯蔵棚に保管する。</td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		最大存在量 ( )内は <sup>235</sup> U量	延べ取扱量 ( )内は <sup>235</sup> U量	劣化ウラン 天然ウラン 濃縮ウラン 5%未満 5%以上20%未満 20%以上95%未満 プルトニウム(非密封) プルトニウム(密封) ウラン233	自許可日 至 廃止措置を終了するまでの期間	(略)		貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の物理・化学的性状	仕様	貯蔵棚	2基	ウラン235:(略) ウラン233:(略) プルトニウム:(略)	硝酸乾固物、硫酸乾固物、酸化物粉末、溶液及び金属	貯蔵棚は鋼製で施錠できる構造とし、床に固定する。 核燃料物質は、ふた付きのガラス、テフロン又はポリエチレン製のビンもしくはアンプルに封入し、漏えいが無いようそれぞれをビニールバッグで密封したものを金属製のふた付き容器に封入した上で、貯蔵棚に保管する。	
種類		年間予定使用量																																									
	最大存在量 ( )内は <sup>235</sup> U量	延べ取扱量 ( )内は <sup>235</sup> U量																																									
(1) 劣化ウラン	(略)																																										
(2) 天然ウラン																																											
(3) 濃縮ウラン 濃縮度5%未満 濃縮度5%以上20%未満 <b>濃縮度20%以上95%未満</b>																																											
(4) プルトニウム(非密封)																																											
(5) プルトニウム(密封)																																											
(6) ウラン233																																											
核燃料物質の種類	プルトニウム	ウラン-233	ウラン-235																																								
貯蔵量	(略)																																										
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量																																									
		最大存在量 ( )内は <sup>235</sup> U量	延べ取扱量 ( )内は <sup>235</sup> U量																																								
劣化ウラン 天然ウラン 濃縮ウラン 5%未満 5%以上20%未満 20%以上95%未満 プルトニウム(非密封) プルトニウム(密封) ウラン233	自許可日 至 廃止措置を終了するまでの期間	(略)																																									
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の物理・化学的性状	仕様																																							
貯蔵棚	2基	ウラン235:(略) ウラン233:(略) プルトニウム:(略)	硝酸乾固物、硫酸乾固物、酸化物粉末、溶液及び金属	貯蔵棚は鋼製で施錠できる構造とし、床に固定する。 核燃料物質は、ふた付きのガラス、テフロン又はポリエチレン製のビンもしくはアンプルに封入し、漏えいが無いようそれぞれをビニールバッグで密封したものを金属製のふた付き容器に封入した上で、貯蔵棚に保管する。																																							

<p style="text-align: center;">保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)</p>	<p style="text-align: center;">核燃料物質使用変更許可申請書</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>		
<p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第43条 分析課長は、周辺監視区域内において<b>核燃料物質</b>を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）する場合は、あらかじめ<b>部長及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長</b>の承認を得る。</p> <p>2 分析課長は、前項の運搬に当たっては、標識の取付け等法令等に定める措置を講じる。</p> <p>3 分析課長は、第1項の運搬が終了したときは、<b>部長、核燃料取扱主務者及び所長</b>に報告する。</p> <p><b>4 設備課長は、周辺監視区域内において核燃料物質に汚染された物（放射性固体廃棄物）を運搬する場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。</b></p> <p><b>5 設備課長は、前項の運搬に当たっては、標識の取付け等法令等に定める措置を講じる。</b></p> <p><b>6 設備課長は、第4項の運搬が終了したときは、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</b></p> <p>(周辺監視区域外に係る運搬)</p> <p>第44条 部長は、周辺監視区域外へ<b>核燃料物質</b>を運搬する場合及び周辺監視区域外から搬入する場合は、運搬計画書を作成し、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>2 部長は、前項の運搬に当たっては、標識の取付け等法令等に定める措置を講じる。</p> <p>3 部長は、第1項の運搬が終了したときは、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p>			
<p style="text-align: center;">第10章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第45条 <b>設備課長</b>は、保障措置分析所で発生する放射性気体廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を再処理施設の主排気筒への系統に排気する。なお、保障措置分析所から分析建屋換気設備に気体廃棄物を排気する場合は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下、「線量告示」という。）に定められた周辺監視区域の境界における空気中の濃度限度を超えないように排気する。</p> <p>2 安全管理課長は、排気ダストモニタ等により気体廃棄物中の放射性物質を排気系統ごとに監視し、警報が吹鳴した場合は直ちに<b>第24条第1項に従い通報するものとし、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。</b>なお、排気ダストモニタの警報装置の作動条件は別表第17による。</p> <p><b>3</b> 安全管理課長は、分析建屋換気設備における排気中の放射性物質濃度を排気ダストモニタにより監視するとともに、排気ダストろ紙を回収・評価し、別表第18に掲げる管理目標値を超えていないことを確認する。なお、管理目標値を超えた場合又は超えるおそれのある場合は、直ちに<b>第24条第1項に従い通報するものとし、その後の対</b></p>	<p>9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備</p> <p>9-1 気体廃棄施設</p> <p>9-1-1 気体廃棄施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1409 1417 2576 1858"> <tr> <td style="width: 15%;">気体廃棄施設の位置</td> <td>本施設から発生する気体廃棄物は分析セル、グローブボックス、フード、保障措置第1分析室等からの排気であり、これらの排気は再処理工場と共用の分析建屋換気設備によって行われる。 本施設の分析セル及びグローブボックスの排気は、分析セル及びグローブボックスの排気ダクトに設置した高性能粒子フィルタにより排気中の放射性物質をろ過する。本施設からの排気中の放射性物質濃度の監視は系統ごとに設けられた排気ダストモニタにより行い、分析建屋換気設備において排気中の放射性物質濃度を核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日号外原子力規制委員会告示第8号）で定められている周辺監視区域外の空気中の濃度</td> </tr> </table>	気体廃棄施設の位置	本施設から発生する気体廃棄物は分析セル、グローブボックス、フード、保障措置第1分析室等からの排気であり、これらの排気は再処理工場と共用の分析建屋換気設備によって行われる。 本施設の分析セル及びグローブボックスの排気は、分析セル及びグローブボックスの排気ダクトに設置した高性能粒子フィルタにより排気中の放射性物質をろ過する。本施設からの排気中の放射性物質濃度の監視は系統ごとに設けられた排気ダストモニタにより行い、分析建屋換気設備において排気中の放射性物質濃度を核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日号外原子力規制委員会告示第8号）で定められている周辺監視区域外の空気中の濃度	
気体廃棄施設の位置	本施設から発生する気体廃棄物は分析セル、グローブボックス、フード、保障措置第1分析室等からの排気であり、これらの排気は再処理工場と共用の分析建屋換気設備によって行われる。 本施設の分析セル及びグローブボックスの排気は、分析セル及びグローブボックスの排気ダクトに設置した高性能粒子フィルタにより排気中の放射性物質をろ過する。本施設からの排気中の放射性物質濃度の監視は系統ごとに設けられた排気ダストモニタにより行い、分析建屋換気設備において排気中の放射性物質濃度を核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日号外原子力規制委員会告示第8号）で定められている周辺監視区域外の空気中の濃度			

保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)	核燃料物質使用変更許可申請書			備考																																																														
<p>応は第24条第2項から第6項に従って行う。  <b>4</b> 安全管理課長は、前項の評価結果を核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>別表第17 排気ダストモニタの警報作動条件 (第45条)</p> <table border="1" data-bbox="154 516 1341 684"> <thead> <tr> <th>機器番号</th> <th>EX801</th> <th>EX802</th> <th>EX803</th> <th>EX804</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全α</td> <td>3×10<sup>-9</sup> Bq/cm<sup>3</sup></td> <td>3×10<sup>-9</sup> Bq/cm<sup>3</sup></td> <td>1×10<sup>-8</sup> Bq/cm<sup>3</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>全β</td> <td>—</td> <td>8×10<sup>-7</sup> Bq/cm<sup>3</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 警報作動条件は、取扱核種のうち線量告示に定められた濃度限度(3か月平均)が最も厳しい値を用い、1週間平均として警報を設定する。また、監視対象の放射性核種を使用しない系統については警報を設定しない。</p> <p>別表第18 排気中の放射性物質の管理目標値 (第45条)</p> <table border="1" data-bbox="154 936 1199 1083"> <thead> <tr> <th colspan="2">分析建屋換気設備における排気中の放射性物質濃度 (3か月の平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>α線を放出する放射性物質</td> <td>3×10<sup>-9</sup> Bq/cm<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>α線を放出しない放射性物質</td> <td>8×10<sup>-7</sup> Bq/cm<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 核種不明又は複数核種の存在比不明の場合を考慮して線量告示に定められた限度のうち取扱核種の中で最も厳しい値(α: <sup>239</sup>Pu、非α: <sup>90</sup>Sr)で管理する。</p>	機器番号	EX801	EX802	EX803	EX804	全α	3×10 <sup>-9</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	3×10 <sup>-9</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	1×10 <sup>-8</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	—	全β	—	8×10 <sup>-7</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	—	—	分析建屋換気設備における排気中の放射性物質濃度 (3か月の平均)		α線を放出する放射性物質	3×10 <sup>-9</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	α線を放出しない放射性物質	8×10 <sup>-7</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	<p>限度以下にして、再処理工場の主排気筒への系統へ排出される。なお、分析建屋換気設備の六ヶ所保障措置分析所と再処理工場との施設境界は、排気ダクトの六ヶ所保障措置分析所側における第1接続部(図9-2に示す取り合い点)である。  分析建屋換気設備は、再処理工場分析建屋内にある。分析建屋換気設備の設置場所を図9-1に、分析建屋換気設備の系統の概略を図9-2に示す。</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備  表7-7 放射線管理設備の一覧</p> <table border="1" data-bbox="1415 768 2635 1020"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> <th>数量</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>排気モニタリング設備</td> <td>排気ダストモニタ</td> <td>1式</td> <td>本施設外へ排出する空気中の放射性物質濃度の連続監視用</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表7-8 警報設備の一覧</p> <table border="1" data-bbox="1415 1150 2614 1745"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>警報の種類</th> <th>警報作動条件</th> <th>検出端設置場所</th> <th>発報場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線警報</td> <td>エリアモニタ警報</td> <td>分析室のガンマ線又は中性子線の線量率が設定値を超えた</td> <td>保障措置第1分析室 保障措置第2分析室 保障措置第3分析室</td> <td>検出端設置場所 保健物理室</td> </tr> <tr> <td>アルファ線ダストモニタ警報</td> <td>管理区域内空気中のアルファ放射性物質濃度が設定値を超え</td> <td>保障措置第1分析室 保障措置第2分析室 保障措置第3分析室</td> <td>検出端設置場所 保健物理室</td> </tr> <tr> <td>ベータ線ダストモニタ警報</td> <td>管理区域内空気中のベータ放射性物質濃度が設定値を超えた</td> <td>保障措置第1分析室</td> <td>検出端設置場所 保健物理室</td> </tr> <tr> <td>排気ダストモニタ警報</td> <td>排気中の放射性物質濃度が設定値を超え</td> <td>作業室</td> <td>保健物理室</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	機器名称	数量	区分	(略)				排気モニタリング設備	排気ダストモニタ	1式	本施設外へ排出する空気中の放射性物質濃度の連続監視用	(略)				項目	警報の種類	警報作動条件	検出端設置場所	発報場所	放射線警報	エリアモニタ警報	分析室のガンマ線又は中性子線の線量率が設定値を超えた	保障措置第1分析室 保障措置第2分析室 保障措置第3分析室	検出端設置場所 保健物理室	アルファ線ダストモニタ警報	管理区域内空気中のアルファ放射性物質濃度が設定値を超え	保障措置第1分析室 保障措置第2分析室 保障措置第3分析室	検出端設置場所 保健物理室	ベータ線ダストモニタ警報	管理区域内空気中のベータ放射性物質濃度が設定値を超えた	保障措置第1分析室	検出端設置場所 保健物理室	排気ダストモニタ警報	排気中の放射性物質濃度が設定値を超え	作業室	保健物理室	(略)					
機器番号	EX801	EX802	EX803	EX804																																																														
全α	3×10 <sup>-9</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	3×10 <sup>-9</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	1×10 <sup>-8</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	—																																																														
全β	—	8×10 <sup>-7</sup> Bq/cm <sup>3</sup>	—	—																																																														
分析建屋換気設備における排気中の放射性物質濃度 (3か月の平均)																																																																		
α線を放出する放射性物質	3×10 <sup>-9</sup> Bq/cm <sup>3</sup>																																																																	
α線を放出しない放射性物質	8×10 <sup>-7</sup> Bq/cm <sup>3</sup>																																																																	
設備名称	機器名称	数量	区分																																																															
(略)																																																																		
排気モニタリング設備	排気ダストモニタ	1式	本施設外へ排出する空気中の放射性物質濃度の連続監視用																																																															
(略)																																																																		
項目	警報の種類	警報作動条件	検出端設置場所	発報場所																																																														
放射線警報	エリアモニタ警報	分析室のガンマ線又は中性子線の線量率が設定値を超えた	保障措置第1分析室 保障措置第2分析室 保障措置第3分析室	検出端設置場所 保健物理室																																																														
	アルファ線ダストモニタ警報	管理区域内空気中のアルファ放射性物質濃度が設定値を超え	保障措置第1分析室 保障措置第2分析室 保障措置第3分析室	検出端設置場所 保健物理室																																																														
	ベータ線ダストモニタ警報	管理区域内空気中のベータ放射性物質濃度が設定値を超えた	保障措置第1分析室	検出端設置場所 保健物理室																																																														
	排気ダストモニタ警報	排気中の放射性物質濃度が設定値を超え	作業室	保健物理室																																																														
(略)																																																																		

<p style="text-align: center;">保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)</p>	<p style="text-align: center;">核燃料物質使用変更許可申請書</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>																	
<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第46条 <b>設備課長</b>は、保障措置分析所で発生した放射性液体廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）を貯留容器に一時貯留し、その放射性物質濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の排水中の濃度限度を超えていないことを確認した後、再処理施設へ排出する。なお、<b>設備課長</b>は、液体廃棄物中の放射性物質濃度の評価を安全管理課長へ依頼する。</p> <p>2 安全管理課長は、液体廃棄物中の放射性物質濃度を評価し、<b>設備課長</b>に報告する。</p> <p>3 <b>設備課長</b>は、前項の測定結果及び液体廃棄物の排出の状況を核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 <b>設備課長</b>は、別表第19に掲げる管理目標値を超えている場合は、希釈する等の措置により管理目標値以下にする。なお、液体廃棄物中の放射性物質濃度が管理目標値を超え、希釈等によっても管理目標値以下にすることが困難な場合の保管については、その保管場所及び保管方法を定め、核燃料取扱主務者の同意及び<b>所長</b>の承認を得る。</p>	<p>9-2 液体廃棄施設 9-2-1 液体廃棄施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1409 405 2614 1035"> <tr> <td style="width: 15%;">液体廃棄施設の位置</td> <td>液体廃棄施設は分析建屋の地下2階に位置する保障措置第1分析室、地下1階に位置する保障措置気送設備電気盤室、作業室、第3サブチェンジングルーム、保健物理室及び地上1階に位置する保障措置第2分析室、保障措置第3分析室、分析機器保管保守室である。各室の位置を図9-3～図9-5に示す。分析用試料の分析により、本施設から極低レベル廃液およびインアクティブ廃液が発生する。これらの廃棄物は上記各室で貯留容器に一時貯留してその放射能濃度を測定し、それが核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日号外原子力規制委員会告示第8号）で定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を下回っていることを確認した上で再処理工場へ排出する。液体廃棄設備の系統図を図9-6に示す。これらの一時貯留廃液の放射能濃度が水中の濃度限度を上回った場合は、希釈する等の措置を行う。</td> </tr> </table> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 表7-7 放射線管理設備の一覧</p> <table border="1" data-bbox="1409 1163 2635 1365"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> <th>数量</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線測定器</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置</td> <td>1式</td> <td>放射線管理用試料の放射能測定用</td> </tr> </tbody> </table> <p>障害対策書 6. 液体廃棄物の処理方法 本施設から発生する極低レベル廃液およびインアクティブ廃液は、本施設内の各廃液発生場所において、直接廃液配管に流さず貯留容器に一時貯留してその放射能濃度を測定し、それが核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日号外原子力規制委員会告示第8号）で定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を下回っていることを確認した上で廃液配管に流し、再処理工場へ排出する。一時貯留廃液の濃度が限度を上回った場合は、希釈する等の措置を行い限度を下回るものとする。希釈等によっても限度を下回ることが困難な場合には、当該廃液は貯留容器に貯留した状態として排出せずに、本施設内の適切な場所に保管する。再処理工場に排出された後、極低レベル廃液は蒸発濃縮、油分除去処理を行った上で海洋放出管より環境へ放</p>	液体廃棄施設の位置	液体廃棄施設は分析建屋の地下2階に位置する保障措置第1分析室、地下1階に位置する保障措置気送設備電気盤室、作業室、第3サブチェンジングルーム、保健物理室及び地上1階に位置する保障措置第2分析室、保障措置第3分析室、分析機器保管保守室である。各室の位置を図9-3～図9-5に示す。分析用試料の分析により、本施設から極低レベル廃液およびインアクティブ廃液が発生する。これらの廃棄物は上記各室で貯留容器に一時貯留してその放射能濃度を測定し、それが核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日号外原子力規制委員会告示第8号）で定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を下回っていることを確認した上で再処理工場へ排出する。液体廃棄設備の系統図を図9-6に示す。これらの一時貯留廃液の放射能濃度が水中の濃度限度を上回った場合は、希釈する等の措置を行う。	設備名称	機器名称	数量	区分	(略)				放射線測定器	(略)			放射能測定装置	1式	放射線管理用試料の放射能測定用	
液体廃棄施設の位置	液体廃棄施設は分析建屋の地下2階に位置する保障措置第1分析室、地下1階に位置する保障措置気送設備電気盤室、作業室、第3サブチェンジングルーム、保健物理室及び地上1階に位置する保障措置第2分析室、保障措置第3分析室、分析機器保管保守室である。各室の位置を図9-3～図9-5に示す。分析用試料の分析により、本施設から極低レベル廃液およびインアクティブ廃液が発生する。これらの廃棄物は上記各室で貯留容器に一時貯留してその放射能濃度を測定し、それが核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日号外原子力規制委員会告示第8号）で定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を下回っていることを確認した上で再処理工場へ排出する。液体廃棄設備の系統図を図9-6に示す。これらの一時貯留廃液の放射能濃度が水中の濃度限度を上回った場合は、希釈する等の措置を行う。																		
設備名称	機器名称	数量	区分																
(略)																			
放射線測定器	(略)																		
	放射能測定装置	1式	放射線管理用試料の放射能測定用																

<p style="text-align: center;">保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)</p>	<p style="text-align: center;">核燃料物質使用変更許可申請書</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>										
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第47条 <b>設備課長</b>は、保障措置分析所で発生した放射性固体廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）について、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 固体廃棄物を、不燃性、難燃性、可燃性及び混在に区分する。</p> <p>(2) (1) で区分した固体廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により再処理施設へ払い出す。</p> <p>①汚染拡大防止のため 20L ビン又は指定の容器（以下「20L ビン等」という。）もしくはビニルバッグ等に梱包したうえで、防火のため保障措置保管室に設置したドラム缶等に収納する。ドラム缶等は、収納した固体廃棄物が所定の量に達した後、封入して再処理施設へ払い出す。</p> <p>②汚染拡大防止のため 20L ビン等に封入したうえで、防火のため金属製の運搬容器（パディラック）に収納して再処理施設へ払い出す。</p> <p>(3) 固体廃棄物をドラム缶等に収納することが困難な場合は、収納するまでの間、不燃シートで覆う等の汚染拡大防止及び防火対策を行う。</p> <p>(4) 固体廃棄物の内容物、封入日その他の必要な事項を記録するとともに、ドラム缶等にはこれと照合できる表示をする。</p> <p>(5) 固体廃棄物を払い出す場合は、日本原燃に当該固体廃棄物に関する記録の写しを交付する。</p> <p>2 <b>設備課長</b>は、固体廃棄物の封入及び廃棄の結果について、核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>3 固体廃棄物に異常を発見した者は、<u>第24条第1項に従い通報するものとし、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。</u></p>	<p>出され、インアクティブ廃液は油分除去処理を行った上で同じく海洋放出管より環境へ放出されることとなる。なお、本施設からの極低レベル廃液及びインアクティブ廃液の年間発生量は、それぞれ約 26m<sup>3</sup> 及び約 130m<sup>3</sup> である。</p> <p>9-3 固体廃棄施設</p> <p>9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1409 598 2614 825"> <tr> <td style="width: 15%;">固体廃棄施設の位置</td> <td>本施設から発生する固体廃棄物は、再処理工場の区分上、雑固体廃棄物に当たり、その発生量は年間約 9 m<sup>3</sup> である。 固体廃棄物は、必要に応じて分析建屋より搬出する前に分析建屋地下 2 階に位置する保障措置保管室で仕分け、封入を行い、再処理工場に払い出す。保障措置保管室の位置を図 9-7 に示す。</td> </tr> </table> <p>9-3-2 固体廃棄施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="1409 913 2614 1346"> <thead> <tr> <th>固体廃棄施設の名称</th> <th>構造</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保障措置保管室</td> <td>鉄筋コンクリート造 床：エポキシ系樹脂塗装 壁：塩化ビニル系塗装 天井：塩化ビニル系塗装</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天井高：約 3.5m</li> <li>・床面積：約 7m<sup>2</sup></li> <li>・一時保管量：2m<sup>3</sup> 以下</li> <li>・大気圧より -120Pa～-140Pa の負圧にする。</li> <li>・B クラスの地震力に耐えうる設計とする。</li> <li>・固体廃棄物はドラム缶等の容器に封入して一時保管する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>9-3-3 固体廃棄施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1409 1434 2614 1795"> <tr> <td style="width: 15%;">固体廃棄施設の設備</td> <td>六ヶ所保障措置分析所から発生する固体廃棄物は必要に応じて保障措置保管室で仕分け、封入を行った後、再処理工場へ払い出す。固体廃棄物はその発生場所に応じて 20L ビンや再処理工場指定の容器に梱包される。さらに、分析セル及び中放射性グローブボックスから 20L ビンに封入されて出された固体廃棄物は、パディラックという運搬容器を用いて運搬される。表 9-1 に 20L ビン及びパディラックの仕様を、図 9-8 に六ヶ所保障措置分析所における固体廃棄物のフローを示す。</td> </tr> </table>	固体廃棄施設の位置	本施設から発生する固体廃棄物は、再処理工場の区分上、雑固体廃棄物に当たり、その発生量は年間約 9 m <sup>3</sup> である。 固体廃棄物は、必要に応じて分析建屋より搬出する前に分析建屋地下 2 階に位置する保障措置保管室で仕分け、封入を行い、再処理工場に払い出す。保障措置保管室の位置を図 9-7 に示す。	固体廃棄施設の名称	構造	仕様	保障措置保管室	鉄筋コンクリート造 床：エポキシ系樹脂塗装 壁：塩化ビニル系塗装 天井：塩化ビニル系塗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井高：約 3.5m</li> <li>・床面積：約 7m<sup>2</sup></li> <li>・一時保管量：2m<sup>3</sup> 以下</li> <li>・大気圧より -120Pa～-140Pa の負圧にする。</li> <li>・B クラスの地震力に耐えうる設計とする。</li> <li>・固体廃棄物はドラム缶等の容器に封入して一時保管する。</li> </ul>	固体廃棄施設の設備	六ヶ所保障措置分析所から発生する固体廃棄物は必要に応じて保障措置保管室で仕分け、封入を行った後、再処理工場へ払い出す。固体廃棄物はその発生場所に応じて 20L ビンや再処理工場指定の容器に梱包される。さらに、分析セル及び中放射性グローブボックスから 20L ビンに封入されて出された固体廃棄物は、パディラックという運搬容器を用いて運搬される。表 9-1 に 20L ビン及びパディラックの仕様を、図 9-8 に六ヶ所保障措置分析所における固体廃棄物のフローを示す。	
固体廃棄施設の位置	本施設から発生する固体廃棄物は、再処理工場の区分上、雑固体廃棄物に当たり、その発生量は年間約 9 m <sup>3</sup> である。 固体廃棄物は、必要に応じて分析建屋より搬出する前に分析建屋地下 2 階に位置する保障措置保管室で仕分け、封入を行い、再処理工場に払い出す。保障措置保管室の位置を図 9-7 に示す。											
固体廃棄施設の名称	構造	仕様										
保障措置保管室	鉄筋コンクリート造 床：エポキシ系樹脂塗装 壁：塩化ビニル系塗装 天井：塩化ビニル系塗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井高：約 3.5m</li> <li>・床面積：約 7m<sup>2</sup></li> <li>・一時保管量：2m<sup>3</sup> 以下</li> <li>・大気圧より -120Pa～-140Pa の負圧にする。</li> <li>・B クラスの地震力に耐えうる設計とする。</li> <li>・固体廃棄物はドラム缶等の容器に封入して一時保管する。</li> </ul>										
固体廃棄施設の設備	六ヶ所保障措置分析所から発生する固体廃棄物は必要に応じて保障措置保管室で仕分け、封入を行った後、再処理工場へ払い出す。固体廃棄物はその発生場所に応じて 20L ビンや再処理工場指定の容器に梱包される。さらに、分析セル及び中放射性グローブボックスから 20L ビンに封入されて出された固体廃棄物は、パディラックという運搬容器を用いて運搬される。表 9-1 に 20L ビン及びパディラックの仕様を、図 9-8 に六ヶ所保障措置分析所における固体廃棄物のフローを示す。											

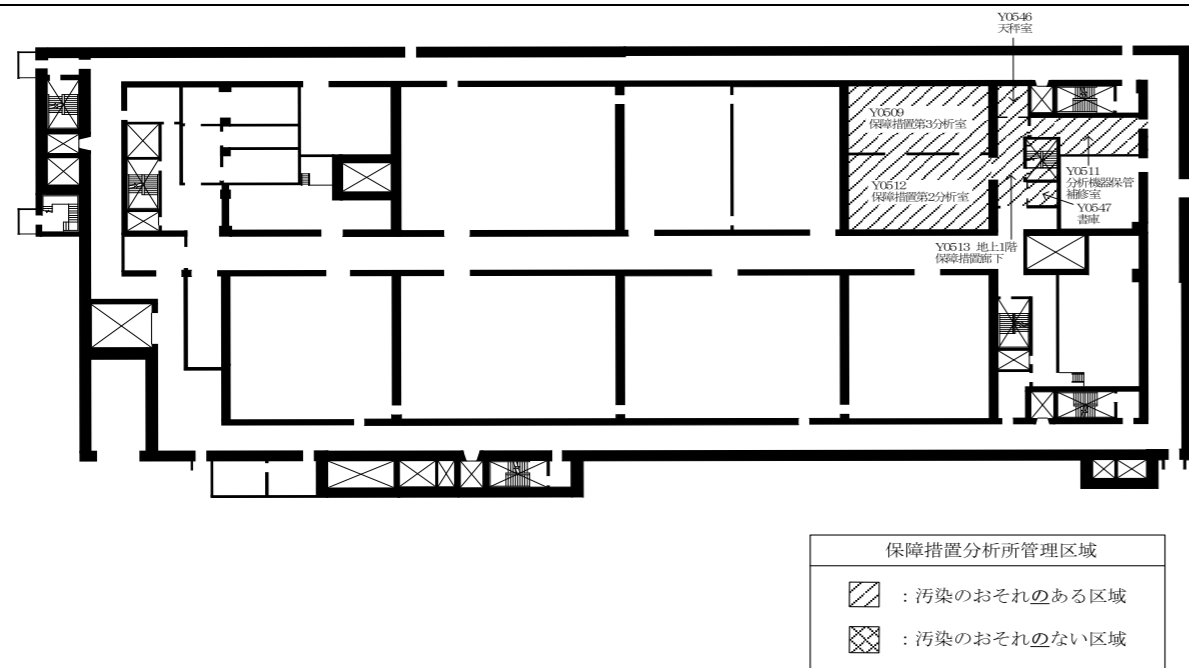
<p style="text-align: center;">保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所) 第11章 非常時の措置</p>	<p style="text-align: center;">核燃料物質使用変更許可申請書</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>第48条 ～ 第54条 変更なし</p> <p>(緊急作業における作業員の選任及び被ばく管理等)</p> <p>第54条の2 所長は、保障措置分析所に災害が発生し又は発生するおそれのある場合、使用設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある施設の損傷が生じた場合など緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思がない旨を書面で申し出た者。）を別表第20に掲げる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定に関わらず、線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象が発生した場合は、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思がない旨を書面で申し出た者。）を別表第20に掲げる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>3 所長は、前二項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させる場合、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者を選任する。</p> <p>(1) 第4項に定める緊急作業に係る教育訓練を受けた上で緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者。</p> <p>(2) 第2項の場合にあっては、原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災管理者、副原子力防災管理者又は原子力防災要員の指定を受けた者。</p> <p>4 <b>室長及び各課長</b>は、第1項又は第2項の緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、別表第20の2に掲げる教育訓練を実施する。</p> <p>5 <b>室長及び各課長</b>は、前項の教育訓練の結果について安全管理課長の確認を受け、所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p> <p>6 <b>設備課長</b>は、第1項又は第2項の緊急作業を行う必要がある場合は、<b>部長、室長、分析課長、安全管理課長、管理課長</b>及び核燃料取扱主務者と協議のうえ緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>7 安全管理課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定・評価（1ヶ月以内ごとに1回）を実施するとともに、緊急作業に従事した期間における被ばく線量が第1項又は第2項に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>8 安全管理課長は、前項の評価の結果を所長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該緊急作業に従事した者に通知する。</p> <p>9 管理課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該業務に配置替えの後1月以内ごとに1回、定期に、及び当該業務から他の業務に配置替えの際又は離職</p>	<p style="text-align: center;">該当なし</p>	

<p style="text-align: center;">保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)</p>	<p style="text-align: center;">核燃料物質使用変更許可申請書</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>する際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>10 <b>設備課長</b>は、第6項のただし書の緊急作業を行った場合は、作業終了後速やかに、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第55条 ～ 第56条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第12章 記録及び報告</p> <p>第57条 第59条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第13章 情報の共有と公開</p> <p>第60条 ～第61条 変更なし</p> <p><u>附 則 (令和4年 月 日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">該当なし</p>	

保安規定  
(黒字太字下線部：変更箇所)

核燃料物質使用変更許可申請書

備考



別図第2-1 分析建屋1階管理区域 (第25条)

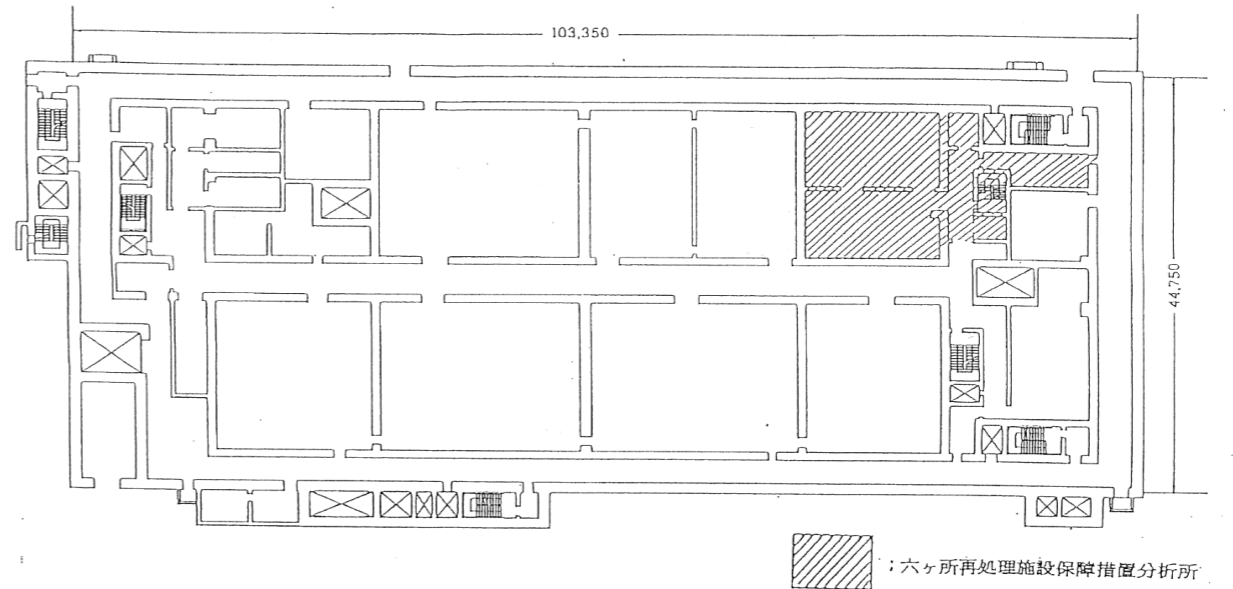
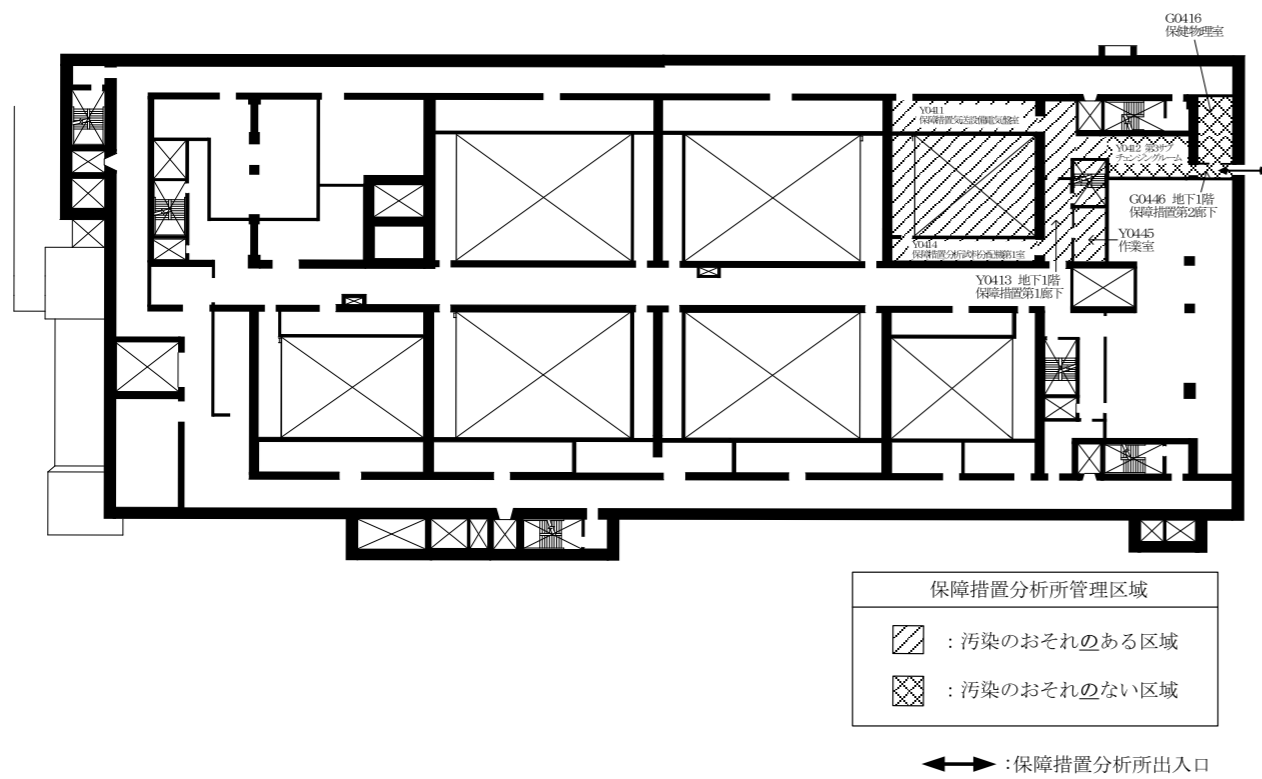


図 一2 再処理工場分析建屋1階平面図



別図第2-2 分析建屋地下1階管理区域 (第25条)

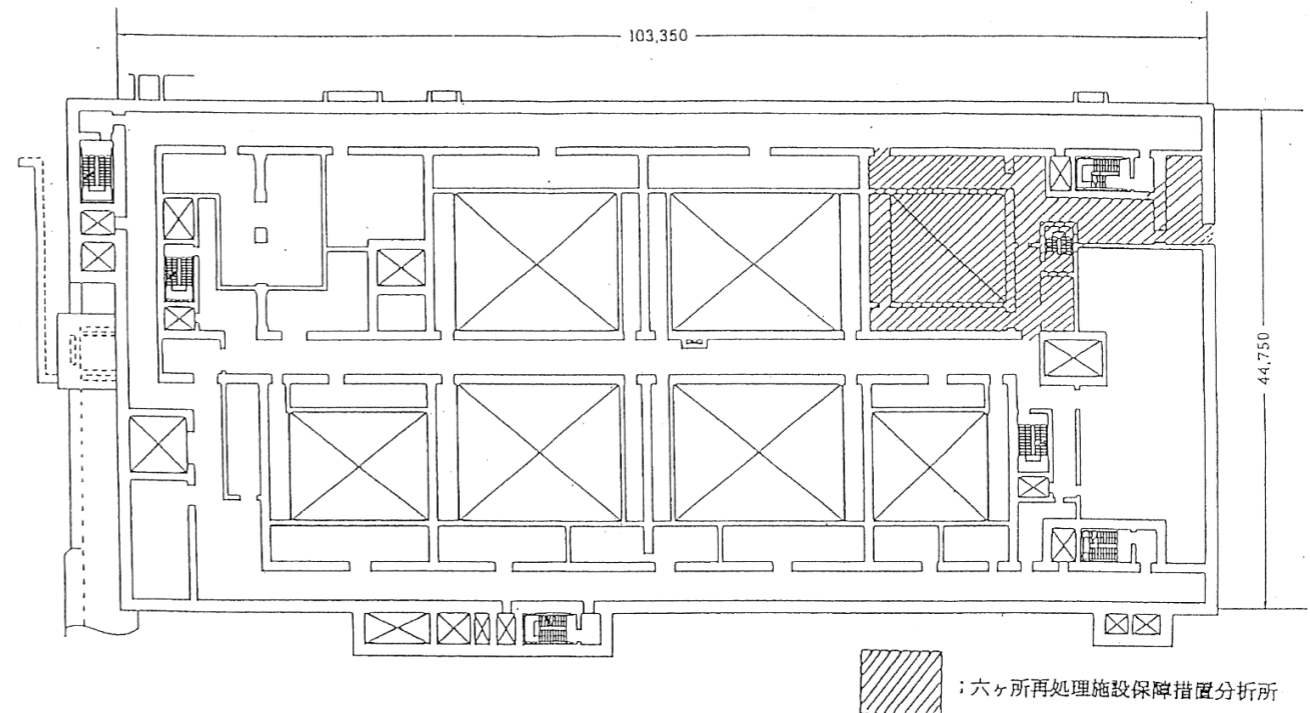
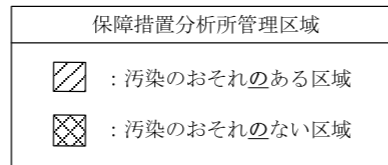
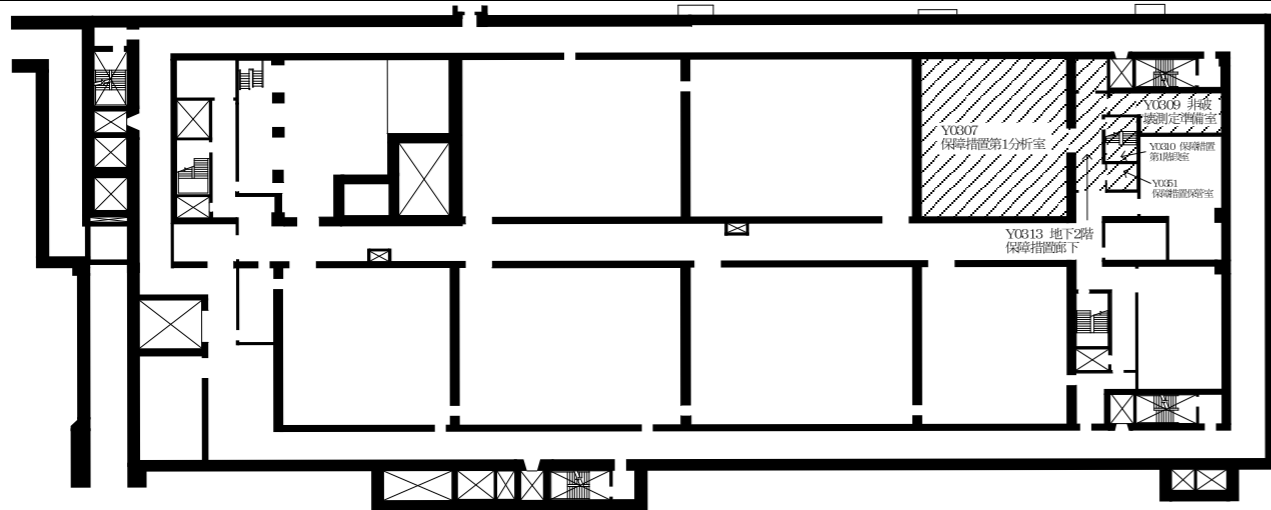


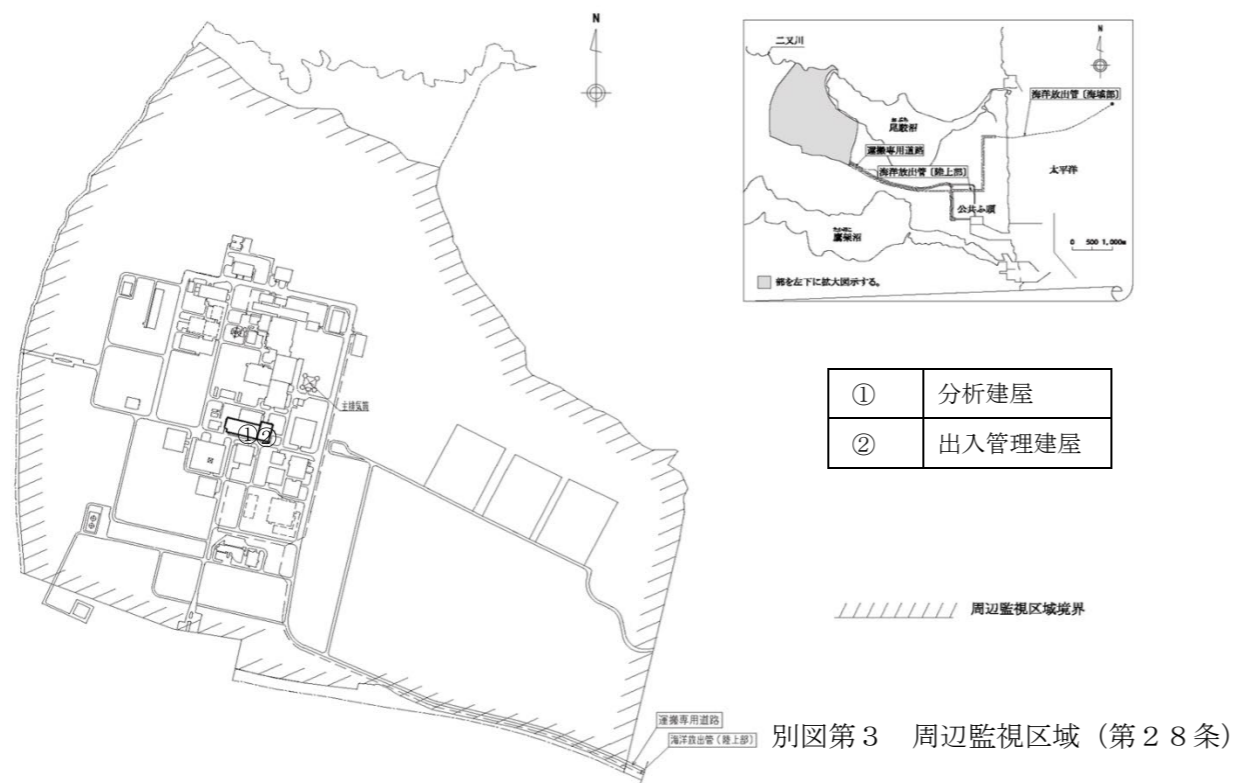
図 一3 再処理工場分析建屋地下1階平面図



保安規定  
(黒字太字下線部：変更箇所)



別図第2-3 分析建屋地下2階管理区域 (第25条)



別図第3 周辺監視区域 (第28条)

核燃料物質使用変更許可申請書

備考

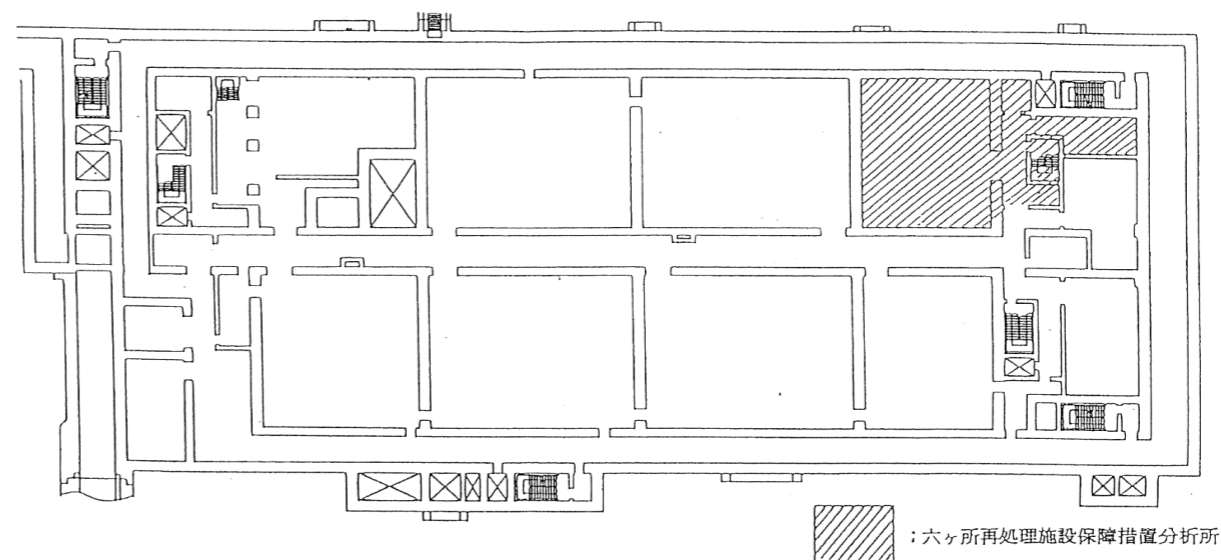


図 4-4 再処理工場分析建屋地下2階平面図

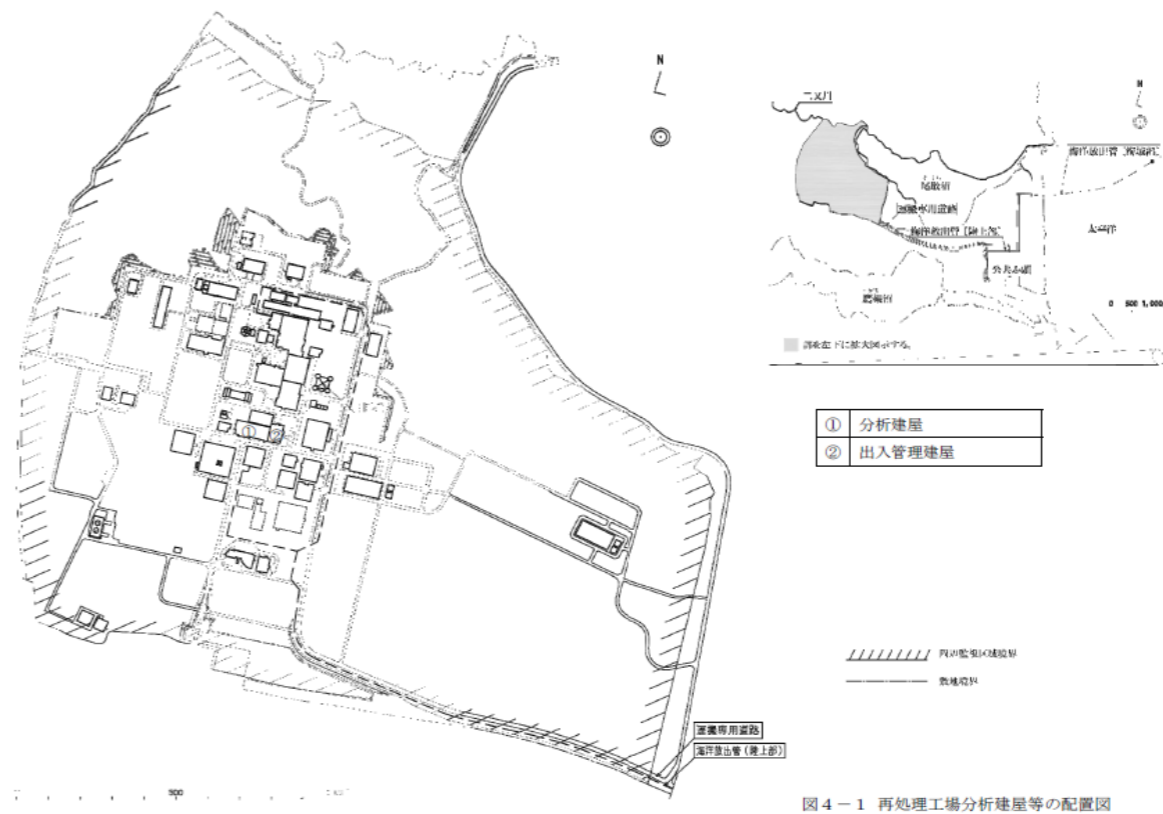


図 4-1 再処理工場分析建屋等の配置図

・JNFL再処理保安規定と整合  
(使用許可はJNFL事業許可と整合であり、事業許可の図は新規基準の工事後の予定図である。)

保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)				核燃料物質使用変更許可申請書		備考
別表第1 職員等に対する保安教育の実施方針 (第11条)				12-3. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書		
保安教育項目	内容	実施時期	放射線業務従事者 核燃料物質の <u>使用等</u> の業務に従事する者	(略)	(略)	保安教育・訓練 核燃料物質の使用に必要な技術的能力の維持向上のため、以下の教育・訓練を実施する。 ① 六ヶ所保障措置分析所の保安に係る品質方針を定め、それを従業員に周知する。 ② 保安教育及び訓練に係る年度計画を作成し、計画に沿って保安教育及び訓練を実施する。計画に当たっては、年1回以上実施することに留意するとともに、関係法令が改正された際等にも保安教育が実施できるよう計画を策定する。 ③ 必要な技術的能力の維持向上のため、資格取得に関する講習や試験に参加する。 ④ 品質保証や安全等に関する内部教育を実施し、技術者の意識向上を図る。
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (90分以上)	(略)	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎			
使用施設等の構造、性能及び操作に関すること (指定時は120分以上、定期は60分以上)		法令改正時又は保安規定変更時	◎			
		放射線業務従事者指定時又は配属時	◎			
放射線管理に関すること (指定時は120分以上、定期は60分以上)		使用変更許可時	◎			
		1回/年	◎			
		放射線業務従事者指定時	◎			
核燃料物質の取扱いに関すること (60分以上)		1回/年	◎			
		放射線業務従事者指定時	◎			
異常時・非常時に講ずべき処置に関すること (60分以上)		1回/年	—			
		放射線業務従事者指定時又は配属時	◎			

保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)					核燃料物質使用変更許可申請書	備考
別表第2-1 保安に関する記録(第57条) (1) 核燃料使用規則第2条の1-1及び第2条の1-2に定める記録					10. 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項  10-2-5 記録の管理 (1) 保安に関する組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。  (2) 保安に係る組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間		
1. 使用施設等の施設管理記録						
(略)						
2. 放射線管理記録						
(イ) 保障措置分析所の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	安全管理課長	安全管理課長	5年間		
(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水する場合は連続して)	排気については安全管理課長 排水については設備課長	排気については安全管理課長 排水については設備課長			
(略)						
(リ) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	設備課長	設備課長	核燃料使用規則第2条の1-1第7項に定める期間		
(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度					

保安規定 (黒字太字下線部：変更箇所)					核燃料物質使用変更許可申請書	備考
3. 警報装置から発せられた警報の内容	核燃料物質使用の変更の許可申請書に記載の警報設備の警報吹鳴の都度※	設備を所管する職位	設備を所管する職位	1年間		
4. 保障措置分析所の事故記録						
(イ) 事故の発生及び復旧の時	その都度	<b>所長</b>	<b>所長</b>	核燃料使用規則第2条の11第7項に定める期間		
(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度					
(ハ) 事故の原因	その都度					
(ニ) 事故後の措置	その都度					
(略)						